明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕

○確定拠出年金運営管理機関に関する命令及び確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働一〇）　一

○確定拠出年金運営管理機関に関する命令及び確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令（経済産業五七）　六

○建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（国土交通九五）　三五

〔省　令〕

○電気事業法施行規則等の一部を改正する省令（経済産業五七）　六

〔告　示〕

○種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（農林水産一九二〇）　六〇

○電気事業法施行規則別表第八第二の項下欄の3の経済産業大臣が定める基準（経済産業一四九）　六三

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　六五

特殊法人等
国立大学法人広島大学参加者事前確認公募、中日本高速道路株式会社工事一部完了、税理士登録者、日本弁護士連合会懲戒処分関係　二三

地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　二三

会社その他
会社決算公告　二四

会社決算公告　二八

府令・省令

○内閣府厚生労働省令第十号

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）の施行に伴い、並びに確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第八十九条第二項、第九十四条第一項、第百二条及び第百十六条の規定に基づき、確定拠出年金運営管理機関に関する命令及び確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年十二月十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄
厚生労働大臣　武見　敬三

確定拠出年金運営管理機関に関する命令及び確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令の一部を改正する命令

（確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部改正）

第一条　確定拠出年金運営管理機関に関する命令（平成十三年内閣府厚生労働省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（公衆の閲覧に供することを要しない場合）	
第七条の二　法第九十四条第一項の主務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。	（新設）
一　法第六十二条第一項の申出の受理に関する事務を行っていない場合であって、かつ、運営管理業務を提供する加入者等の数が百人未満である場合	